五　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）は、協定規則第51号の技術的な要件（同規則第３改訂版の規則6.（6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあっては同規則に規定するフェーズ２に係る要件に限る。）に限る。）に定める基準に適合する構造であること。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第51号第３改訂版の規則6.2.1.1.及び6.2.2.の規定にかかわらず、協定規則第51号第３改訂版の規則8.2.の規定に適合する構造であればよいものとする。

第百十七条第１項第１号中「自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）を除く。）」を「側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車」に改める。

同項第２号中「二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）、」を削り、同号の表中「普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）」を「三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）」に、「専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）」を「三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に限る。）」に、「小型自動車及び軽自動車（側車付二輪自動車に限る。）」を「側車付二輪自動車（二輪自動車から改造を行ったものを除く。）」に改める。

同項第３号及び第４号を次のように改める。

三　新たに運行の用に供しようとする自動車は、次に掲げる自動車に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ　二輪自動車　協定規則第41号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第３改訂版の規則6.（6.3.及び6.4.を除く。）に限る。）に定める基準に適合する構造であること。

ロ　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）　協定規則第51号の技術的な要件（同規則第３改訂版の規則6.（6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあっては同規則に規定するフェーズ２に係る要件に限る。）に限る。）に定める基準に適合する構造であること。

四　使用の過程にある自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、次に掲げる自動車に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ　次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行ったもの　別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換した自動車のうち、二輪自動車にあってはロに定める基準、二輪自動車以外のものにあってはハに定める基準を適用するものとする。

| 自動車の種別 | | 騒音の大きさ |
|---|---|---|
| 乗車定員11人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。） | 車両総重量が3.5ｔを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの | 99 |
| | 車両総重量が3.5ｔを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの | 98 |
| | 車両総重量が3.5ｔ以下のもの | 97 |
| 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車（三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。） | 車両の後部に原動機を有するもの | 100 |
| | 車両の後部に原動機を有するもの以外のもの | 96 |
| 小型自動車及び軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車に改造したものを含む。）に限る。） | | 94 |

ロ　消音器について改造又は交換を行っていない二輪自動車（側車付二輪自動車に改造を行ったものを含む。）　別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、既に協定規則第41号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第３改訂版の規則6.2.1.に限る。）に基づき測定された近接排気騒音値から５dBを超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える二輪自動車にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から５dBを超える騒音を発しない構造であればよい。

ハ　消音器について改造又は交換を行っていない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）　別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、既に協定規則第51号の技術的な要件（同規則第３改訂版の規則6.2.1.1.に限る。）に基づき測定された近接排気騒音値から５dBを超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える自動車にあっては、表示に記載された近接排気騒音値から５dBを超える騒音を発しない構造であればよい。

第百十七条第１項第五号中「騒音防止装置（二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）に備えるものに限る。）であって、その機能を損なう損傷等のないものは、第３号及び第４号」を「騒音防止装置であって、その機能を損なう損傷等のないものを備える自動車（側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車に備えるものを除く。）は、第３号」に改める。

第百十七条第１項第六号を次のように改める。

六　自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除き、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては使用の過程にあるものに限る。次項において同じ。）に備える消音器は加速走行騒音を有効に防止するものであること。

第百十七条第１１項を次のように改める。

３　自動車に備える消音器は前項第六号の基準に適合するものとして、次に掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。

一　自動車（使用の過程にある自動車であって、乗車定員が11人以上又は車両総重量が3.5トンを超えるもの（側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）を除く。以下この号において同じ。）のうち、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの　次に掲げるいずれかの消音器

イ　次のいずれかの表示がある消音器

⑴　指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器に行う表示

⑵　法第75条の２第１項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の４第１項の特別な表示

⑶　法第75条の３第１項の規定に基づき指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の４第１項の特別な表示